

平成 30 年 12 月 17 日

県立並木中等教育学校 保護者 様

つくば市教育委員会

教育長 門 脇 厚 司

学校給食の主食に関する減免制度開始について（通知）

日頃より、つくば市の学校給食運営の御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。

このことについて、つくば市学校給食費の取扱い等に関する規則を一部改正し、平成 31 年 1 月 1 日から学校給食の主食（米飯又はパン）に関する減免制度を開始いたします。

つきましては、下記要項を御確認いただき、本制度の適用を希望される場合には、学校の担任の先生へ平成 30 年 12 月 20 日(木)までに申し出てくださいようお願いいたします。

記

- 1 制度の概要 食物アレルギーで医療機関により記載された学校生活管理指導表を提出している（新規提出者も含む）かつ対象となる主食（米飯又はパン）を恒常的・継続的に喫食できない生徒に限り、学校給食の主食（米飯又はパン）について停止を認め、下記金額を給食費から減免するものです。
- 2 制度開始日 平成 31 年 1 月 1 日
- 3 減免金額
 - (1) 米飯停止 月額徴収の場合：220 円減免
日額徴収の場合：20 円減免
 - (2) パン停止 月額徴収の場合：300 円減免
日額徴収の場合：50 円減免
- 4 その他
 - (1) 減免の申込みを行う場合には、つくば市学校給食費の取扱い等に関する規則に従い、学校給食対応開始依頼書（様式第 10 号（第 7 条関係））の提出が必要となります。
 - (2) パン停止には、ピタパン、ナン、蒸しパン等の小麦を主原料とする食品や米パンも含まれます。
 - (3) 停止対象の主食に添加する食品（牛乳：ミルメーク等、パン：ジャム、マーガリン等、米飯：ふりかけ、のり等）も同時に停止となります。
 - (4) パン・米飯の種類ごとの停止はできません（例 ミルクパンのみ停止はできません。）。

【問合せ先】

つくば市教育局 健康教育課

学校給食係

TEL：029-883-1111